

令和4年度 第1回 四街道市文化財審議会会議録

日 時 令和4年 6月30日(木) 午前10時～午前11時30分

場 所 四街道市役所第二庁舎 第2会議室

出席委員 中野照男 委員 樋口誠太郎 委員 吉田文夫 委員
鈴木満壽男 委員 加倉井砂男 委員 西山太郎 委員
渡邊修一 委員 芝崎浩平 委員

欠席委員 0人

事務局 久保木直樹 課長 長谷川貴之 課長補佐 三宅慶 主任主事

傍聴人 0人

—— 会議次第 ——

1 開会

2 教育長挨拶

3 職員紹介

4 議題

①令和3年度事業報告について

②令和4年度事業予定について

5 閉会

1. 開会
2. 教育長挨拶
3. 職員紹介

《教育長退室》

久保木課長 : 本日の出席委員は現在8名です。したがって、四街道市文化財の保護に関する条例第27条第2項の規定に基づく定足数に達していますので、本会議が成立いたしますことをご報告いたします。それでは、議題に入ります。議題の進行は、四街道市文化財の保護に関する条例第26条第3項の規定により、「会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。」とありますので、議長を中野会長にお願いいたします。

中野 会長 : それでは、これ以降議題の進行を務めさせていただきます。審議に先立ちまして、本会議の公開・非公開の決定についてお諮りします。事務局からの説明をお願いします。

長谷川課長補佐 : 市では、審議会等の透明性や公平性を確保するため、会議の公開制度を設けております。「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針」では、審議会等は原則公開としており、四街道市情報公開条例第8条における非公開情報を審議する際には、非公開と決定することも可能でありますことを、申し添えます。

中野 会長 : 四街道市文化財審議会の開催ですが、本日は非公開情報にする議題がないため、公開として委員の皆様よろしいですか。

【委員：異議なし】

中野 会長 : 次に、本会議の会議録の取扱いについてお諮りします。1点目ですが、会議録に発言者氏名を記載する可否についてお諮りします。事務局からの説明をお願いします。

長谷川課長補佐 : 会議録の公開については、「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、発言者の氏名を明記することと示されております。

中野 会長 : 会議録の公開及び発言者の氏名の明記についても、委員の皆様よろしいですか。

【委員：異議なし】

中野 会長 : 2点目ですが、会議録署名人について事務局からの説明をお願いします。

長谷川課長補佐 : 会議録署名人については、委員の中から2名を選出させていただきたいと考えています。

中野 会長 : 会議録署名人については、委員の中から2名選出するということで、委員の皆様よろしいですか。

【委員：異議なし】

中野 会長 : それでは、会議録署名人2名の選出をいたします。文化財審議会委員名簿順に選出してよろしいでしょうか。

【委員：異議なし】

中野 会長 : それでは、名簿順に鈴木委員、西山委員をお願いしてよろしいでしょうか。

【委員：異議なし】

中野 会長 : 会議録署名人を鈴木委員、西山委員をお願いいたします。それでは、次に進めさせていただきます。本日、傍聴人はいますか。

三宅主任主事 : 本日、傍聴人はおりません。

中野 会長 : それでは、次に進めさせていただきます。

4. 議題①

中野 会長 : 会議次第4議題①「令和3年度事業報告」について、事務局からの説明をお願いします。

長谷川課長補佐 : それでは、会議次第4議題①「令和3年度事業報告」について、事務局より説明させていただきます。

《事務局より説明》

中野 会長 : 只今の事務局の事業報告について、委員の皆様、ご意見・ご質問等ございますか。皆様が質問を準備している間に私からよろしいでしょうか。お送りいただいた資料の中に条例に関するものがありましたので、久しぶりに熟読いたしました。その中で、文化財の修理に関する補助という内容がありました。おそらく一部補助という形だと思いますが、今回の令和3年度の報告を見る限り、記載はありません。ここ最近、四街道市として修理したもの、もしくは、そういった相談等はあるのでしょうか。

三宅主任主事 : 物井御山の不動堂で、階段部分が劣化及び破損しているので、修理を補助して欲しいという要望がありました。現状、新たに修理費として予算措置をすることが難しいので、管理をしている自治会（氏子総代）と相談して、自分たちが管理している予算から捻出していただくことになりました。

中野 会長 : 修理はしたのですか。

三宅主任主事 : 修理はしました。もう一点ございまして、こちら物井御山の不動堂なのですが、四街道市消防本部から、当該建物の中に火災報知器を設置する必要があるかもしれないと問い合わせがありました。そこで、社会教育課の職員、氏子総代数名、消防本部の3者で立ち会いを行いました。結果としては、火災報知器の設置基準の特例措置に該当するというので、火災報知器の設置は行いませんでした。しかし、消火器は必ず設置する必要があるということで、こちらに関しては、氏子総代と相談しまして、文化財保護管理事業の中の消耗品費で購入しまして、社会教育課で設置いたしました。また、消防本部から、年2回程度、消火器の状況を確認する必要があるとご指導いただきましたので、点検に関しては、社会教育課と氏子総代の2者で行うこととなりました。

中野 会長 : 文化財の修理に関して、相談があれば、教育委員会として、しっかり対応してください。

三宅主任主事 : はい。

中野 会長 : それともう一つ。同じく条例の中に、文化財を公開したときには、所有者に対して給与金を支払うとあります。この給与金は、今管理者に支払っている謝礼金と同じですか。それとも、言葉はあるけれども、実際には機能していないのですか。

三宅主任主事 : 現在、管理者に支払っている謝礼金とは別だと思います。また、給与金という対応は今現在、行っていません。

中野 会長 : わかりました。有形文化財ですが、1人が何件持っているのが1万円ですよね。

三宅主任主事 : はい。

中野 会長 : 一方で、無形文化財に対しては、少し金額が高いようです。その基準はどうなっているのでしょうか。市にそういった基準はあるのでしょうか。

三宅主任主事 : 無形民俗文化財に関しては、文化財保存事業補助金として、各団体に補助金を支給していきまして、それは交付要項に基づいて行っています。その要項の中で、掛かった経費の1/2以内を補助すると決められています。しかし、市指定文化財管理者謝礼等に関しては、そこまで明確に定められているわけではありません。

中野 会長 : わかりました。指定文化財の管理費が1万円というのは、適切かどうか難しい部分もあります。可能であれば適宜見直した方がいいと思います。国でもそこまで沢山の補助金を出しているわけではありませんが。ただし、支出するための基準は持っておいた方がいいかと思います。ありがとうございました。私の方からは以上です。皆様いかがですか。最後に、もう一つ聞いてもいいですか。昨年度の文化財調査をまとめた論文は査読誌でしょうか。

三宅主任主事 : 大学の研究紀要ですが、査読誌です。

中野 会長 : わかりました。みなさん質問はよろしいですか。また、何あれば適宜お願いします。次に進みたいと思います。続きまして、会議次第4議題②「令和4年度事業予定」について、事務局からの説明をお願いします。

長谷川課長補佐 : それでは、会議次第4議題②「令和4年度事業予定」について、事務局より説明させていただきます。

《事務局より説明》

中野 会長 : 6月20日に行った文化財調査の補足をということなので、私から追加で説明させていただきます。全部で32点でした。絵画というよりは、明治から昭和にかけての信仰関係、神社等をお参りして、そこで入手した画像や書など、そういうものをまとめたものです。まず、亀崎地区の方から、17点程度寄贈がありそちらを確認しました。基本的には信仰関係のものでしたが、中に2、3点、明治から大正にかけてのものだと思うのですが、近代絵画も数点ありました。特に上手というわけではありませんでしたが。作家もわからないような、もしくは、わかったとしても非常にマイナーな作家のもので、そういうものが寄贈されています。それともう一つは、四街道の別の地区の方から寄贈されたもので、7点程度ありまして、これも基本的には信仰関係のもので、それに加えて2から3点程度、書、絵画もありました。これもはっきりと作者はわからないものでした。近代は作家が多いですから、その作家に行き着くことは難しいと思われます。それからもう一つは、寄贈者がよくわからないのですが、3月の節句用の絵画、それから、5月の節句用の絵画がございました。5月は者図など勇ましさを表現したもので、3月は雛飾りの絵そのものもありましたけれども、別に人形を描いた絵があつて、それを差し込んで雛飾りにしたような、今の雛飾りを絵で代用したようなものです。5月節句が5点、3月節句が5点

ありました。寄贈者は不明ですが、おそらく同じ人が寄贈しているのだと思います。寄贈なのか、預かりなのかわからなくなる場合がありますので、しっかりとした寄贈手続きを取る必要があると感じました。やはり、寄贈の申し出があった、あるいは、相談があった時に必要な手続きを執ることが大切であると思います。寄贈されている方は、ご自身にとっては大切なものなのでしょうけど、市の方としては、全てもらっても困ってしまう気がします。ですので、申し出があった時点で、調査をするなどの対応が必要だと思いました。私からは以上です。まだ、やり残したものがありますので、近々、調査をしたいと思います。

三宅主任主事 : ありがとうございます。今回調査した資料に関しては、近現代のものがほとんどでしたので、民俗資料として登録作業を行っていきたいと考えています。

中野 会長 : 5月節句、3月節句などは、季節展示には向いているかもしれませんが。差し込む人形は無くなっていますが、なかなか面白い資料だと思います。印刷物ではありますが。では、事業計画からご質問をお受けします。

芝崎 委員 : 今の寄贈資料の件ですが、少し気になりました。八木原小学校にあった資料になりますか。

三宅主任主事 : そうです。私よりも大分前の職員が寄贈を受けて、そのままにしてあったものです。最近、収蔵庫等の整理をしている中で見つけ、詳細を確認する必要があると思い、中野会長に見ていただきました。先程、ご説明があった通り、時期が新しいものになりますので、民俗資料として取り扱った方が良いと考えております。

中野 会長 : 荷札しか付いてない資料は博物館でもよくありますが、果たしてそれが寄贈か寄託か、まだ、未決なのか、それとも単なるお預かりなのか。誰から、誰が受け取ったものなのか、きちんとしていないと、処理に困ることがあります。ですので、早めに処理したほうが良いと思います。

三宅主任主事 : はい。

芝崎 委員 : もう一点。民具の出前授業についてですが、何校くらい行っているのでしょうか。

三宅主任主事 : 市内には小学校が12校あるのですが、その中で、要望があった学校に対して出前授業を実施しています。昨年度は8から9校程度だったと思います。毎年、市内の2/3くらいの学校から要望をいただいています。

芝崎 委員 : では今年も同じくらいを想定していますか。

三宅主任主事 : はい。ただ、新型コロナウイルスの拡大の関係で、外部の人間が校内に入るのを制限する場合があります。その場合は、作成した民具の貸し出しキットで対応し、担任の先生がキットを使用して授業をしているようです。

- 芝崎 委員 : 出前授業にはどなたが行っているのですか。
- 三宅主任主事 : 私と、文化財活用員（会計年度職員）のほか、謝礼をお支払いしている方数名の大体5名程度で行っています。内容としては、農具、生活、衣類、カイコなどいくつかのブースに分かれて、それぞれの担当が説明をしています。
- 芝崎 委員 : では、基本的には有償の方が行っているということですか。
- 三宅主任主事 : そうです。
- 渡邊 委員 : 物井1号墳の鉄剣の保存処理ですが、これは今年が初めてですか。
- 三宅主任主事 : 保存処理に関しては、令和元年度ごろから予算が取れまして、今年で3振目になります。令和元年と2年は1振の刀を刀身と柄の部分で分けて処理をしてもらいました。ですので、今年度で4年目となり、3振目になります。
- 渡邊 委員 : 3年度の報告にその記載がなかったので質問しました。
- 三宅主任主事 : 失礼しました。修正いたします。
- 中野 会長 : その保存処理はどこで行っているのですか。
- 三宅主任主事 : 1振50万程度で予算計上をしております。その中で3者見積を行い、業者を決めているのですが、今年度は武蔵野文化財修復研究所で行ってもらいます。
- 吉田 委員 : 石造物のことですが、吉岡にある道標兼供養塔があるのですが、是非指定文化財にさせていただきたいと思っています。
- 中野 会長 : それは発掘で出たものですか。
- 吉田 委員 : 発掘で出たものではなく、今も吉岡にあります。インターネット等でも情報が載っております。石造物を研究しているボランティア団体の方も調べています。
- 三宅主任主事 : 昨年か一昨年ぐらいに、吉田委員からその話を受けまして、私と当時文化財を担当していた石渡の2名で現地確認に行きました。実測は取っていないのですが、写真を撮り、銘文がありましたので、読める方に見ていただき、内容を精査しました。その後、所有者の方に連絡を取り、その内容について説明を行いました。その中で、石造物がある場所で、工事等を行う予定があり、この石造物を移動する可能性があるというお話がありました。指定した後に、移動するとなるとその取り扱いも難しくなります。つまり、移動してから指定するのか、指定してから移動するのかそのあたり

のいい案がなく、この話は、特に進展していません。確かに、この石造物は市内にあるものの中でも古手のものになるので、貴重なものであるという認識ではありますが。先程、お伝えした問題の対応を決めかねているという状況です。

中野 会長 : 一応、調べられたということですね。

三宅主任主事 : はい。

中野 会長 : もし市の指定文化財にするということであれば、審議会に諮問していただくなり、審議会委員と現地を見に行くなり対応をしていただければと思います。

三宅主任主事 : はい。

中野 会長 : 指定する場合、所有者の意見をどこまで聞くか色々と相談しなければなりません。指定してしまうと、市の基準に沿って保護をしていただくことになるので、指定する前に、所有者の方にはよく説明をしなければなりません。いつも例に出して申し訳ないですが、和良比の一件もありますので。所有者の方の意見も大事ですが、市としての考えもしっかり持って、交渉していく必要があります。せっかく貴重な資料ですから、しっかりと取り組んでください。吉田委員もよろしくお願いします。

吉田 委員 : 私が、この話を初めにしたのは大村さんだったと記憶しています。

三宅主任主事 : 初めは大村だったと聞いていますが、特に進展がなかったので私と石渡で再調査した形になります。簡易的な報告書になりますけど、写真、銘文の読み下し等を記載しました。これは、吉田委員にもお渡ししたと思います。ですが、先程お話ししたように、移動の問題がありますので、これ以上のことは二の足を踏んでいるような状況です。

吉田 委員 : 所有者の方も高齢ですので、元気なうちに対応していただきたい。

三宅主任主事 : とりあえず、相談させていただきながら、できることから進めていきたいと思います。

中野 会長 : 市の指定文化財にいつするか、前から提案しているものがいくつかあるかと思います。ただ時間が経つと人の記憶からも消えていきます。指定文化財にしたらどうですかという話はこの場で沢山出るかと思いますが、それについて市の方としてどういう対処をしたか、どういう方針で臨もうと思う、など、そのあたりのご報告をいただきたいと思います。結局、情報として沢山持っているだけでなく、対処の仕方を市としても決めた方がいいと思います。市としては、どうするつもりだということを言っただけならば、審議会として色々検討しますので。せっかくいいものがあるとわかっているのに、それが朽ちて行くのは、非常に悔しいですよ。どうぞよろしくお願いします。

三宅主任主事 : はい。

中野 会長 : 物井にあった石造物についても、指定した方がいいということで、現地も見にいきましたが、開発で壊されて別の場所に移されたということがありました。やはり、動きが遅いと後手に回って文化財の価値が損なわれてしまう場合があります。同じようなことにならないように、対応をお願いします。

吉田 委員 : 所有者も今年90歳なので、方針を決めていただければと思います。

中野 会長 : この件はよろしいですか。では、私から人に関わる部分についてお尋ねしたいと思います。1つは文化財審議会委員の件ですが、かつては、鳥であったり、植物であったり、民俗であったり、四街道の文化財審議会として様々な分野に対しても目配りできるような状況にあったと思います。昔は多彩な人がいらっしやいました。最近では、天然記念物とか、自然系をカバーできる人がいなくなってしまうようになりました。文化財審議会も本来あって然るべきジャンルの専門家に対する目配りも考えてほしい気がします。いかがでしょうか。

三宅主任主事 : 人を増やすとなると予算の問題もでてきます。私個人の見解ですが、松平委員がお辞めになられたことで、全ての委員が男性になってしまわれました。性別に拘るわけではないですが、多様な視点という意味では、女性委員も入っていただきたいという思いはあります。あくまでも私個人の見解です。

中野 会長 : すぐに、自然系のものが審議の対象になるとは限りません。ただ、審議になった時に新しい人を探すというのではなく、そうなる前からしっかりと準備をしておいてほしいと思います。やはり、色々な分野の先生方と議論することが大切だと思うわけです。今のメンバーでは足りないというわけではありません。色々な分野の方に目くばりをしてくださいというお願いです。それからもう一つ。今日見ても事務局の体制が寂しく感じます。一時期は、教育委員会の文化財の担当も、発掘担当の人がいたり、市史の担当者であったり、そのほかにも文化振興であったり、もう少し人材がいたように思います。今の教育委員会の体制は本当に人材が足りているのでしょうか。これは、動きの中にありますが、歴史民俗資料館がオープンするとなると、そちらの対応も教育委員会がすることになると思います。まだ形になっていないから、担当者はいないというのではないと思います。今、まさに形をつけようとしている段階に、それに対して責任が持てる職員が教育委員会の中にいらっしやいますか。やはり、文化財、文化にもいろんな仕事があるわけですね。文化振興があれば、文化財の保護活用、歴史資料に関する事など、一人がなんでもできるというわけではありません。できる人もいるもしれませんが、一人で全てをこなそうとすると無理が出てしまいます。今の四街道の文化財行政、文化行政に対して、もう少し人のことを考えていただけないかなと思います。この場では、必要ないという人はいないと思います。そういうことに関して、文化財審議会として危惧を持っています。人材について、四街道市の教育委員会を越えて、

四街道市として文化・文化財行政について考えてほしいと思います。是非、市に対して、人材の補充を教育委員会から強く訴えて行ってほしいと思います。こちらから見ていると、今の体制は今まで以上に寂しい気がいたします。要望ですので、今後何か考えていただければと思います。私から以上です。

鈴木 委員 : 歴史民俗資料館について協議をしたとありますが、こういった内容を協議したのでしょうか。

三宅主任主事 : 市長が変わられたこともあり、事業の総点検を行っているところです。どの事業に対して整備をしていくであるとか。優先順位を決めていくといった作業です。歴史民俗資料の活用は継続的にやっていった方がいいとの指摘はあるのですが、建物に関しては中々難しいところがあります。

中野 会長 : 食堂部分の改装の話も見直されているのでしょうか。

久保木課長 : そちらについては、期成会という歴史系の市民団体がありまして、その団体からの要望を受けて、当時の市長が食堂部分で検討したらどうかということで、基本設計を作成いたしました。しかし、基本設計を受けていくつか問題が明らかになり、本当にこちらで進めていいのかといった議論になっております。実際にあの下にはボイラー室があったりもしますので、その上に作るのはどうなのかという意見もあります。そういったことも含めて再度検討が必要かと思えます。

中野 会長 : その話を聞くと、まったく無くなったわけではないけれども、また出発点に戻ってしまった気がします。話を聞きますと、進んでないという気がします。この審議会の中でも、基本構想的な基本設計は見ました。それから次の段階に行くのかなと思っていたら、そこで止まってしまっている。大変もどかしいです。これまで何度も同じことを繰り返していますから。今まで、3つぐらい候補地が出てきましたが、必ずどこかで頓挫してしまいました。少なくとも我々もあの場所で作ることに心配はありました。あの場所で博物館的な気密性などを保てるのか、収蔵庫の問題、職員の問題。問題は沢山あるかと思いました。それでも動いていく中で、それが解決していけばいいかなと思っていました。動きは始まったかなと思っていましたが、今聞いてまた白紙かと思うと残念に思います。事業報告で説明がありましたけど、寄付金が、今1, 100万ほどあるかと思えます。それは何に使うのですか。お金は集めて、貯めるだけ貯めて、これは何に使うのでしょうか。その使い道についてしっかり検討しないと、他のものに流用されてしまう可能性もあるかもしれません。それは問題だと思いますよ。歴史民俗資料館については文化財審議会としては非常に関心があるので、もっと詳しく説明してほしい。少し、事務局はずるいと思います。設計書ができれば、少しだけ審議会で見せて、それで了承を得ましたと言う。そういう形で、審議会を利用している。そういった使い方は非常に良くない。基本設計を見た時も沢山意見が出ました。それは、そういった形で上に伝わっているのか、それとも審議会です了承を得ましたという形で伝えているのか。そこら辺は違うと思います。どちらにしても、そう簡単に計画の見

直しがいつも起こるといのはおかしいと思います。これは四街道の悪いところですよ。作る気はあるのか、心配でしょうがない。市の方針ですから教育委員会だけでできるわけではないですが、もう少し、教育委員会として考えてください。他に何かありませんか。よろしいですか。

吉田 委員 : 先程、女性の委員をという話がありましたけれども、私の知人に物井、山梨、吉岡に詳しい方がいるので、その方を推薦したく思います。

中野 会長 : 他にありませんか。大丈夫ですか。本日は審議会から沢山要望が出たかと思えます。よろしくご検討ください。市の方で文化財に関して何かありましたら、お声がけください。最近、指定や指定を前提とした調査も行っていません。審議会というのは、諮問と答申を目的にしています。事業報告や事業計画もありがたいのですが、それにも増して、文化財の保護活用に対して我々の経験を生かせるような相談も待っています。期待しています。他に何かご意見はありませんか。無いようでしたら、事業計画については以上となります。何か事務局からはございませんでしょうか。

長谷川課長補佐 : 現在、行政の効率化や、行政手続における市民負担の軽減、市民の利便性の向上等を目的とし、全国的に行政手続における押印や署名等の廃止が進められているところでございまして、本市におきましても、行財政改革の一環として全庁的に見直しを進め、令和3年10月1日から多くの手続から押印や署名を廃止いたしました。本審議会におきましても、事務局としましても、次回以降、会議録への署名をいただかないこととしたいと考えております。ご理解の程、よろしくお願いいたします。会議録署名人を指名しない件について、委員の皆様、よろしいでしょうか。

三宅主任主事 : 今回の議事録については、先程決めさせていただいたように、鈴木委員と西山委員に署名をいただきたいのですが、次回以降は署名をいただかない方向で考えております。いかがでしょうか。

中野 会長 : 署名はいらないのでしょうか。

三宅主任主事 : はい。

中野 会長 : 今日の初めに署名人を決めましたが、その手続もいらないのでしょうか。

長谷川課長補佐 : はい。

中野 会長 : そうですか。しかし、その考えを推し進めると、発言者の氏名を必要とするのかという考えにも至ります。そうすると誰も確認しないで、勝手にHPにあげられて。今も事前に見せてももらっていませんし。もちろん今は、2人の署名人が確認してくれているので、一応安心しているわけです。それが、決めない、読ませないということであれば、それでいて、発言者の氏名は出てしまう。それは市としてはいかがなものでしょうか。

- 三宅主任主事 : そうですね。ですので、署名をいただかない代わりに、委員の方全員に議事録をお送りして確認してもらうということも考えています。何かあれば訂正するというような形で対応するのが良いかと思います。そうすれば、委員全員が目を通すこととなりますので。むしろそちらの方が、いいかもしれません。
- 中野 会長 : 押印、署名を省略するというのは、時代の流れだと思いますので、仕方のない部分もあると思います。ただし、今までは、署名人の2人が確認してくれるという保証があるから名前を出してもいいと思っていた部分もあります。それが、署名人をなくして、全員に議事録を配付するとなると事務局の仕事が増えてしまいます。
- 三宅主任主事 : それは、そうです。
- 中野 会長 : 時代の流れだからといって、事務的に無くすのではなく、対象となるものの性質をよく考えた方がいいと思います。
- 三宅主任主事 : 市全体の方針はありますが、最終的な判断は各審議会等の中での判断になりますので、必ずしも無くさないといけないわけではありません。必要ということであれば、その方向性で考えていきたいと思っています。
- 中野 会長 : 残す・残さないという話ではなくて、残さないというのであれば、単純にそれは市の決定ですと押し付けるのではなく、その代案を提示しつつ議論すべきだと思います。
- 三宅主任主事 : 一時保留にさせていただきます。
- 中野 会長 : 保留でなくてもいいですので、そこら辺を検討してください。
- 三宅主任主事 : わかりました。
- 中野 会長 : 以上で、本日の議題はすべて終了しました。議事の進行を事務局に返させていただきます。
- 久保木課長 : 以上をもちまして、令和4年度第1回四街道市文化財審議会を終了します。本日はありがとうございました。

会議録署名人 鈴木満壽男
会議録署名人 西山 太郎